

事例研究～中国ビジネス法務

北京市大地律師事務所 / 日本部
パートナー弁護士 法学博士 熊琳

第271回 中国国務院が2025年度立法計画を公布

前回の記事では、中国全人代が発表した2025年度立法計画について紹介したが、今回は中国の最高行政機関である国務院が公布した2025年度立法計画について解説する。国務院立法計画の重要性としては、まず国務院が全人代に提出する法律案の相当数を策定しているという一面がある。また、国務院が公布する行政法規は、法的効力の等級としては全人代が公布する法律より低いとはいえ、具体的な行政管理方式や手段に関わるという一面があることから、実質的な意義が非常に大きいため、日系企業にとっても注目に値する。

◇急ピッチで進められる『不正競争防止法』改正

『不正競争防止法』は、日系企業の経営にも関わる重要な法律の一つである。2024年度の国務院立法計画で『不正競争防止法』の改正は最も優先順位の高い「全人代常務委員会への審議要請予定法律案」に含まれており、また2024年12月25日に全人代常務委員会が『不正競争防止法』の改正草案を発表するとともにパブリックコメントを募集したことは、『不正競争防止法』の改正がかなり急ピッチに進められていることを示唆している。『不正競争防止法』の改正後は、インターネット経済の急速な発展に適応するべく、プラットフォーム内における公平競争規則、混同惹起行為の禁止、商業賄賂規制、景品付き販売の規範化、信用や評判保護の強化、インターネットを利用した生産経営活動に従事する経営者の規制などの面で大幅な改正が進められることになる。

◇2025年度国務院立法計画のポイント

例年と同様、今年度の国務院立法計画も大きく3項目に分けられており、全体数は昨年と比べて若干増加している。

1、全人代常務委員会への審議要請を予定している法律案は合計16件で、そのうち日系企業の注目に値するものとしては、『対外貿易法』改正草案、『医療保障法』草案、『食品安全法』改正草案、『銀行業監督管理法』改正草案、『入札募集・入札法』改正草案、『商標法』改正草案、『金融法』草案がある。加えて、全人代常務委員会への審議要請を準備している法律案が25件明記されている。その中で注目すべきなのは、『消費税法』草案、『税収徴収管理法』改正草案、『商業銀行法』改正草案、『保険法』改正草案、『交通運輸法』草案、『人民警察法』改正草案、『信訪法』草案、『不動産登記法』草案、『出入国管理法』改正草案、『税関法』改正草案である。

2、制定または改正予定の行政法規は合計30件あり、そのうち日系企業の注目に値するものとしては、『中小企業代金支払保障条例(改正)』、『住宅賃貸条例』、『中華人民共和国反外国制裁法』の実施規定、『国務院による涉外知的財産権紛争処理に関する規定』、『植物新品種保護条例(改正)』、『政務データ共有条例』、『商事調停条例』、『行政法規制定手続条例(改正)』、『インターネットプラットフォーム企業税関連情報報告送付規定』、『行政再議法実施条例(改正)』、『薬品管理法実施条例(改正)』、『基金会管理条例(改正)』などが挙げられる。

このほか、制定または改正を準備している行政法規が47件明記されている。その中でも、『増値税法実施条例』、『プリペイド消費監督管理条例』、『行政法執行監督条例』、『行政規範性文書制定・管理監督条例』、『社会保険基金監督条例』、『鉱産資源法実施条例』、『サイバーセキュリティ等級保護条例』、『衛星ナビゲーション条例』、『生産安全事故潜在リスク徹底調査管理条例』、『外貨管理条例』、『道路運輸条例』、『政府情報公開条例』、『規則制定手続条例』、『著作権法実施条例』、『インターネット情報サービス管理弁法』、『反スパイ法実施細則』、『技術輸出入管理条例』、『対外労務協力管理条例』、『国際海運条例』などは注目に値する。

3、その他完成予定である立法プロジェクトのうち、政府職能転換の加速、国家の安全保障、及び国際関連法治の強化は急務とされているが、これらは原則的記述のみにとどめられており、その具体的進展方法については引き続き見守る必要がある。

◇日系企業へのアドバイス

2025年度の立法計画において日系企業が注目すべき法律案は、2024年度の国務院立法計画と比較して増加しており、立法手続上で実質的な進展があれば、中国における生産経営活動にすぐにも影響が及ぶことになる。そのため、立法計画の進展に継続的に注目し、重大な影響が及ぶ可能性のある内容をいち早く評価したうえで、対策を講じることが求められている。

香港・中国本土間の即時決済、月内に個人間サービス開始へ

9日付の香港紙・信報によると、中国人民銀行（中央銀行）と香港金融管理局（HKMA、中央銀行に相当）は共同で推進している香港と中国本土の銀行間の即時決済システムについて、月末までに個人間の少額送金のサービスが先行して開始する見通しだ。

香港銀行間の即時決済システム「FPS（ファスター・ペイメント・サービス、転数快）」と本土側の同システム「インターネット・バンキング・ペイメント・システム（IBPS）」を接続し、中国本土と香港間の少額越境決済の利便性向上を目指す。

香港の住民が中国本土へ送金する際は、1人当たり・1銀行口座ごとに年間20万香港ドル（約370万円）相当、1日当たり1万ドルの上限を設ける予定。既存上限額の1日8万元（約160万円）とは別枠となる。

本土から香港への個人送金については、新たな上限を設けず、既存の1人当たり年間5万米ドル（約720万円）の送金枠を適用する見込み。

初期は個人間送金（P2P）に限定し、企業への支払いは対象外。送金は人民元または香港ドルから選択可能で、接続試験に参加した金融機関6行がサービスを提供する計画だ。（香港時事）

香港訪問客、2年連続増の見通し＝下期もイベント続くー陳財政官

【香港時事】香港政府の陳茂波財政官は8日の公式ブログで、2025年1～5月に香港を訪問した旅客が延べ約2000万人に達し、本土客、海外客ともに前年同期比でプラスになったと明らかにした。下半期も文化・スポーツ・観光イベントが目白押しで、新たな観光スポットを設けることから、通年で2年連続の増加になるとの見通しを示した。

陳氏によると、1～5月の訪問客は全体の約4分の3を本土客が占め、前年同期比約10%増えた。海外客は18%増だった。政府の開示資料によれば、前年同期は延べ1800万人超だったため、11.1%増加したことになる。ただ、日刊紙・香港経済日報は新型コロナウイルス禍前19年の67%、18年の77%の水準にとどまっていると指摘する。